

責任ある銅、ニッケルおよびコバルト原料調達デュー・ディリジェンス報告書

1. 企業情報: 精錬所、原料と製品

当社は商号を住友金属鉱山株式会社といい、銅、ニッケルおよびコバルトを含む多様な非鉄金属の精錬事業者です。当社は銅製品を東予工場（愛媛県西条市船屋字新地乙145-1）で、ニッケル製品およびコバルト製品をニッケル工場（愛媛県新居浜市西原町3-5-1）および播磨事業所（兵庫県加古郡播磨町宮西346-4）で製造しています。東予工場では銅精鉱、銅リサイクル原料、粗銅、銅スライムから電気銅および硫酸銅を製造しています。ニッケル工場ではニッケル・コバルト混合硫化物およびコバルトを含むニッケルマットおよび粗硫酸ニッケルから電気ニッケル、塩化ニッケル、硫酸ニッケルおよび電気コバルトを製造し、播磨事業所ではニッケル・コバルト混合硫化物から硫酸ニッケルおよび塩化コバルトを製造しています。

2. 評価サマリー

1) Copper

東予工場(CID003878)は2023年7月に、Joint Due Diligence Standard (JDDS) による初回の第三者監査を受け、Responsible Mineral Initiative (“RMI”)により適合精錬所として認証されました。

(<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/facilities-lists/indicators/copper-processors-list/conformant-copper-processors/>)

2) Nickel

ニッケル工場(CID 004055) および播磨事業所 (CID 003882) はいずれも2023年2月に初めてJDDSによる第三者監査を受け、RMIにより適合精錬所として認証されました。

(<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/facilities-lists/indicators/nickel-processors-list/conformant-nickel-processors/>)

3) Cobalt

ニッケル工場(CID 003278) および播磨事業所 (CID 003882) は、いずれも2021年3月に初めてCobalt Refiner Supply Chain Due Diligence Standardによる第三者監査を受け、以後コバルト適合精錬所としてRMIによるコバルト精錬所リストに掲載されています。

(<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/cobalt-refiners-list/conformant-cobalt-refiners/>)

3. サプライチェーンに関する企業方針

当社は、2018年11月1日にSMMグループ責任ある鉱物調達に関する方針を制定しました。

加えて、2020年8月1日にコバルト原料の責任ある調達に関する方針を制定し、2022年11月15日にはこの方針を銅、ニッケルおよびコバルト原料の責任ある調達に関する方針に改定しました。当社は、これらの方針に基づき、経済協力開発機構（OECD）が定める紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンスガイドランス（OECDガイドランス）を尊重し、サプライヤーに適切に働きかけ、児童労働および強制労働などの人権侵害、環境破壊、不法採掘、汚職などに加担しないよう、また、原料の調達が武装勢力等の資金源につながらないように、原料調達先の透明化に努めています。

上記の方針は、関係するステークホルダー（サプライヤー、顧客、従業員等）に対して広く提供されている他、当社ウェブサイトからも入手可能です

(<https://www.smm.co.jp/sustainability/management/procurement/>)。

4. 企業管理システム

1) 管理構造

銅、ニッケルおよびコバルト原料（以下合せて「各原料」）に関する当社のサプライチェーン・デューデリジェンスのための組織は、以下の通りです。

- ① 「責任ある鉱物調達」分科会
 - ② コンプライアンス責任者
 - ③ 各原料の原料購買責任者
 - ④ 各原料の原料管理責任者
- ① 「責任ある鉱物調達」分科会（以下「分科会」）は金属事業本部長が長を務め、当社社長が委員長を務めるサステナビリティ委員会の下「SMMグループ責任ある鉱物調達に関する方針」を実現するため当社取締役会により設置されており、方針および規程の制定、コンプライアンス責任者の監督、高リスクのサプライチェーンの取引の決定、マネジメントレビューおよび年次報告書の承認について責任と権限を有します。
- ② コンプライアンス責任者は、金属事業本部事業室長があたり、紛争地域および高リスク地域の特定、サプライチェーン・デューデリジェンスのための管理システムの確立、教育訓練、内部監査、マネジメントレビューのための報告、社内外のコミュニケーションおよび年次報告書の作成について責任と権限を有します。
- ③ 原料購買責任者は、銅原料については銅・貴金属原料部長、大阪支社営業部長および名古屋支店長が、ニッケル・コバルト原料についてはニッケル営業・原料部長があたり、規程に従った各原料の購買およびサプライチェーン・デューデリジェンスの実施とコンプライアンス責任者への報告について責任と権限を有します。
- ④ 原料管理責任者は、銅原料については東予工場長、ニッケル・コバルト原料についてはニッケル工場長および播磨事業所長があたり、受領した各原料に関する書類と現物の確認お

よび記録の保持について責任と権限を有します。

2) 社内の管理システム

当社は、OECD ガイダンスに準拠したデューデリジエンス管理システムを策定し、責任ある鉱物調達に関する方針を遵守する姿勢を徹底するとともに、デューデリジエンスについて以下の項目を含む社内手順を規程として制定実施しています。

① サプライチェーン・デューデリジエンス

当社は、各原料のサプライヤーに対して当社の定めるSuppliers Questionnaireを送付しています。原料購買責任者は、Suppliers Questionnaireへの回答および公開情報に基づき、サプライチェーンにおけるリスクを評価してコンプライアンス責任者に報告し、コンプライアンス責任者は報告を受けて取引の可否を指示します。特に「高リスクのサプライチェーン」と判断された場合は追加的な調査を実施して分科会に報告し、取引可否の判断を仰ぐこととしています。高リスクのサプライチェーンと取引をする場合は、リスク改善計画を策定し、リスク改善の取組について評価をして、取引継続の可否を決定します。

② 教育訓練

当社は、各原料のサプライチェーン・デューデリジエンスに関わる全ての従業員に対して、サプライチェーン・デューデリジエンスに関する教育訓練を計画的かつ継続的に実施しています。

③ 内部監査、マネジメントレビュー

当社は、内部監査を年1回実施し、逸脱に対して是正措置を実施するとともに、コンプライアンス責任者が分科会に対して内部監査の結果等をふまえたサプライチェーン・デューデリジエンスの運用結果を報告し、分科会が報告を受けてデューデリジエンスの有効性とパフォーマンスを評価し、コンプライアンス責任者に対して必要な指示をすることとしています。

④ コミュニケーション

当社は、すべてのサプライヤーに対して、「原料の責任ある調達に関する方針」を通知し、サプライヤーがOECDガイダンスを順守することを期待していることを表明するとともに、サプライヤーとの間で、当社の方針に協力を得る契約の締結を進めています。当社は、社内外の利害関係者からの匿名の通報を受け付けるための通報窓口をウェブサイトに専用窓口を設置しています。当社はまた、従業員からの内部通報制度を設けています。社外から紛争地域および高リスク地域における各原料に関する懸念が寄せられた場合は、コンプライアンス責任者が分科会で協議して適切に対応した上で、その記録を保管することとしています。

⑤ 記録管理

当社は、サプライチェーン・デューデリジエンスに関する記録を電磁的および／または紙媒体で、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化および紛失を防ぐような方法で、少なくとも5年間保管します。

5. リスクの特定(Risk Identification)

当社では、各原料のサプライチェーンにおけるリスクの特定を行うための堅牢なプロセスを採用しています。

1) 紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs) の特定および見直し

CAHRAsは、OECDガイダンスの定義をふまえ、以下の情報源に基づきCAHRAsを特定し、一年に一度の頻度で見直します。

- Heidelberg Conflict Barometer
- World Bank Worldwide Governance Indicators (WGI)
- US Department of Labor “List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor”
- Cato Institute “The Human Freedom Index”

具体的には、以下の①または②のいずれかに当てはまればCAHRAsとします。

① コンゴ民主共和国およびその周辺国またはEUリスト(※)記載の国もしくは地域

(※) EU規則2017/821第14.2条に従い欧州委員会が定めるCAHRAsリスト

② 以下の3つの評価項目において当社の定めた基準に当てはまる国

- 紛争（武力による紛争、広範囲に亘る暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスク）
- 統治（政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などがみられる地域や国内のインフラが崩壊した地域、暴力が後半に及んでいる地域）
- 人権（広範に及ぶ人権侵害や国内法または国際法違反）

2) 高リスクのサプライチェーンの特定

当社は、上記のCAHRAs特定の結果および4-(2)に記載したサプライチェーン・デューデリジェンスに基づき、原産地と経由地のレッドフラグ、サプライヤーのレッドフラグを記述したOECDガイダンス鉱物補足書を参照して、「レッドフラグ」が該当するサプライチェーンを「高リスクのサプライチェーン」として特定します。

各原料に関するCAHRAsおよび高リスクのサプライチェーンの特定の結果は、次の通りです。

- ① 銅原料については、2022年5月1日から2023年5月31日までの評価対象期間において、関連するサプライチェーンではCAHRAs、レッドフラグは特定されず、従って「高リスクのサプライチェーン」は特定されませんでした。
- ② ニッケル原料については、2022年1月1日から2022年12月31日までの評価対象期間において、関連するサプライチェーンではCAHRAs、レッドフラグは特定されず、従って「高リスクのサプライチェーン」は特定されませんでした。
- ③ コバルト原料については、2022年4月1日から2023年5月31日までの評価対象期間において、関連するサプライチェーンではCAHRAs、レッドフラグは特定されず、従って「高リスクのサプライチェーン」は特定されませんでした。

6. リスクの評価

当社は「高リスクのサプライチェーン」に対して、OECDガイダンス鉱物補足書に従った取引の解消または追加調査を実施し、追加調査の結果を踏まえ、「銅・ニッケル・コバルト原料の責任ある調達に関する方針」に照らして、取引の可否を決定します。

7. リスクの軽減

高リスクのサプライチェーンと取引をする場合は、明確なパフォーマンス目標と合理的な期限を含んだリスク改善計画を策定します。リスク改善計画の導入から6か月以内にリスク改善の取り組みが成果をあげなかった場合には、サプライヤーとの取引関係を中断または解消することを検討します。期限に達したら、アセスメントを実施し、取引の継続、解消または中断のいずれかを決定します。